

取り組み目標

- ・要援護者名簿を活用した見守りが大阪市全域において実施されるよう取り組みます。
- ・各区の「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、適切な支援につなげます。
- ・認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組みます。

ア 「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

- ・多様な立場の人や団体が、地域の課題について共に考える意見交換会などの場を設け、地域コミュニティ強化の必要性を再認識することにより、地域の担い手育成に努めます。
- ・地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携を密にし、見守りネットワークの強化に努めます。
- ・見守り活動の担い手が課題や悩みを持ち寄れる場をつくり負担感を軽減するとともに、見守り活動の強化を図ります。

イ 福祉専門職のワーカー（CSW）による対応および体制の強化

- ・CSWが専門的な支援を行うことができるよう、体制を整備します。
- ・CSW同士が定期的に情報交換を行う場を設け、課題解決へつながった事例の検証や情報共有等を行いCSWのスキルアップに努めます。
- ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、「支援調整の場」を活用します。

ウ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

- ・警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録、医療機関受診や介護保険サービスを利用するための支援等の取り組みを強化します。
- ・「見守りシール」等の配付による、早期に身元を特定するため取り組みや、ICTを活用した認知症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

具体的な指標	2017(平成29)年度の取り組み状況	2018(平成30)年度目標	2020(平成32)年度目標
要援護者名簿を活用した地域における見守り活動の強化	・地域への要援護者名簿の提供（333地域中237地域） ・名簿を活用した見守り活動を推進するための働きかけ ・アウトリーチ件数 4,964件	・地域への要援護者名簿の提供（333地域中300地域） ・区ごとの見守り活動にかかる課題整理と目標設定 ・アウトリーチ件数 5,300件	・全333地域において、要援護者名簿をもとに、地域の実情に応じた見守り活動が行われている。 ・アウトリーチ件数 5,600件

※ 2017（平成29）年度の取り組み状況の実績数値については、2016（平成28）年度末時点

〔 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 〕

機能①

「要援護者情報」の整備・管理

行政と地域が保有する
要援護者情報を集約



地域の見守り活動のための
地域への情報提供に係る同意確認

○対象者 「避難行動要支援者名簿」に
登載される支援が必要な高齢
者・障がい者・難病患者

○回答 ・「同意」・・・地域の見守り
活動へのつなぎ



・「不同意」・・・必要に応じて
CSWが支援
(機能②)

・「未回答」・・・訪問による
同意確認・
生活状況の把握



機能②

孤立世帯等への専門的対応

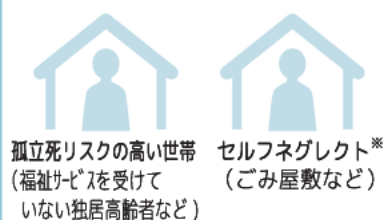
困難事例への
専門的な支援



CSW

粘り強く
アウトリーチ

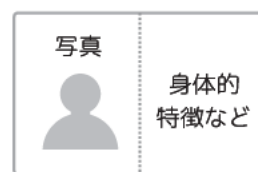
孤立世帯等



機能③

認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

協力者へのメール等の
配信による早期発見



事前登録



行方不明
発生

メール等配信

協力者等
(地域団体や相談支援機関など)

※セルフネグレクトとは

自らの意思で必要な医療や福祉サービスの利用を拒否したり、不衛生な住環境で暮らすなど、客観的には本人の人権が侵害されている状況をいいます。

(2) 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

現状

- ・モデル事業では、区役所が中心となり「総合的な支援調整の場」を開催し、相談支援機関等の連携による支援を行っています。
- ・区の状況に通じた専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、関係者のスキルアップ等を行っています。
- ・「見守り相談室」のCSWが課題解決のため「総合的な支援調整の場」を活用しています。

課題

- ・適切にアセスメントを行い、複合的な課題に対する支援をコーディネートする機能が必要です。
- ・区の職員や相談支援機関のスキル向上、相談支援機関等の連携強化には専門的な助言、指導が必要です。
- ・「見守り相談室」のCSWと地域における見守り活動が連携して取り組むことが必要です。

取り組み目標

- ・専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の構築に向けて取り組みを進めます。

ア 支援をコーディネートするためのしくみづくり

- ・分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみづくりを行ないます。

イ 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり

- ・複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行なっていくことができるよう、必要な助言等が得られるしくみづくりを行ないます。

ウ 地域における見守り活動と連携するしくみづくり

- ・複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動と連携するしくみづくりを行ないます。

具体的な指標	2017(平成29)年度の取り組み状況	2018(平成30)年度目標	2020(平成32)年度目標
複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築	・モデル事業の実施 ・効果、手法等の分析と検証	・モデル事業の効果手法等の分析と検証 ・全区で相談支援機関、区職員を対象に研修会の開催 ・区ごとの実施手法等の検討と事業実施に向けた準備	・市全域で、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図るしくみが構築されている

〔 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制のイメージ 〕

〔 概念図 〕

